

～ワールドスポーツをSANOで！(その3)～
クリケットをもっと身近に！子どもたちから

■問合せ＝スポーツ立市推進課
☎(20)3049

クリケットは、「途中にティータイムの時間があり、1日かけて試合を行う紳士のスポーツ」という印象を持つ方が多いようですが、近年では子どもでも楽しめるように工夫したゲームも行われています。基本的なルールはそのままに、投球数を少なくして試合時間を短縮する、ボールを軟式にして防具を不要にするなどの工夫がされています。クリケットが盛んな国の子どもたちも、自分たちでルールをアレンジして空き地で遊んでいます。



ブラストシリーズはクリケット初心者でも楽しめるイベントです。QRコードからアクセスし、お申し込みください。

日本クリケット協会では、簡易ルールの楽しいゲームを市内の小学校の授業や放課後子どもクラブなどで紹介し、これまでに約5千人の小学生たちがクリケットを体験しています。今秋には小学校対抗戦である「佐野市長杯」や、小学生が交友を深めながらクリケットを楽しむイベント「ブラストシリーズ」が開催できるほどになりました。(特定非営利活動法人日本クリケット協会 大鳥居悠貴)

地震に強い安全な住まい
づくりを応援します！

市では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の費用の一部を補助します。また、平成29年7月から耐震建替工事の一部補助を開始しました。

※事前に市へ申請をしてから実施したものに限りです

※条件など、詳しくはお問い合わせください

●耐震診断補助

▼助成金額 Ⅱ 診断費用の3分の2(上限2万円)、補強計画策定費用の3分の2(上限8万円)、耐震診断と補強計画策定費用の3分の2(上限10万円)

●耐震改修補助

▼助成金額 Ⅱ 改修費用の2分の1(上限80万円)

※事前に補強計画を含む耐震診断が必要になります

●耐震建替補助

▼助成金額 Ⅱ 建替前の住宅の耐震改修に要する費用相当額(1㎡当たり23400円)の2分の1(上限80万円)

※事前に耐震診断(診断結果

に要件あり)が必要になります

■問合せ Ⅱ 建築指導課

☎(20)3104

森林の伐採について

大切な森林を違法な伐採や無秩序な開発から守るため、森林を伐採する際は、事前(伐採を開始する日の90日前から30日前まで)に伐採届出書を提出することが法律により義務付けられています。詳しくは農山村振興課までお問い合わせください。

■問合せ Ⅱ 同課 ☎(61)1163

女性の再就職相談会(出張相談)

▼日時 Ⅱ 10月6日(金)午前10時～正午

▼会場 Ⅱ こともの国

▼費用 Ⅱ 相談・託児とも無料

※託児は満6か月以上就学前

■申込 Ⅱ 人権・男女共同参画

課 ☎(61)1140

消費税軽減税率制度に関する説明会

事業者の方を対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

▼日時・会場 Ⅱ
① 10月12日(木)午後2時～3時
② 10月17日(火)午後2時～3時
③ 10月19日(木)午前10時～11時
④ 10月19日(木)午後2時～3時
時・勤労者会館

■定員 Ⅱ ①・②は先着40人、③・④は先着80人

▼費用 Ⅱ 無料

■申込 Ⅱ 各開催日の2営業日前までに、佐野税務署

☎(22)4366(平日のみ)

※自動音声案内「2」を選択

市営バスの一部バス停が利用できなくなります

多田町内の下水道工事により、基幹線(道の駅経由)と仙波会沢線の「多田翠下町」バス停が10月上旬～1月末まで利用できなくなります。詳しい時期などの詳細は、広報さの10月号でお知らせします。

■問合せ Ⅱ (工事について)

下水道課 ☎(23)1120

(運行について)葛生バス車庫

☎(86)4071



9月10日は「下水道の日」 この機会に下水道への理解を深めましょう！

●油やゴミを下水道に流さないでください

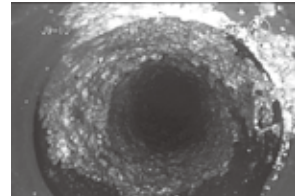
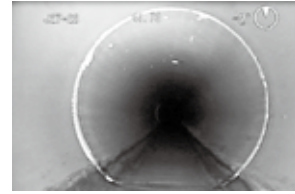
下水道に油やゴミなどを流してしまうと、下水道管の詰まりや悪臭の原因となります。

☆家庭では…

- ・鍋や皿についた油は拭き取ってから洗うようにしましょう
- ・古い油は新聞紙などで吸い取るか、油を固める製品で燃えるゴミとして出しましょう

☆飲食店では…

- ・定期的にグリーストラップ(油除去装置)の清掃をしてください
- ・特に油が多いものは、流さないで別に処理してください



正常な下水管きよ(上)と
油が付着した下水管きよ(下)

●接続工事は市指定の工事店へ

市では、排水設備工事を行うのに必要な知識と技術を持った「指定工事店」を指定しています。トイレや台所、風呂場などを公共下水道へ接続する工事は、「指定工事店」でなければ施工はできません。

また、下水道に接続したのに、下水道使用料の請求がないといった場合は、「指定工事店」以外の業者が工事を行った可能性があります。不良工事により適切に下水が流れないなどのトラブルが発生する可能性もありますので、心あたりの方は下水道課へご連絡ください。

●こんなときは届出が必要です

次のような変更があった場合には、届出をされないと下水道使用料が正しく計算されないため、ご連絡をお願いします。

- ・井戸水を使っているご家庭で、世帯の人数が変わったとき
- ・上水道や井戸水の使用を追加または廃止したとき
- ・増築や改築などで水道メーターの増設または口径変更を行ったとき
- ・建物の建て替えなど下水道設備を撤去した場合で、上水道のみを継続して使用する時

●訪問販売にご注意ください！

「市から委託されて宅地内の排水管や汚水ますの点検・清掃に来た」「すぐに清掃しないと詰まってしまう」などと言葉巧みに契約を迫ってくる訪問販売の相談が市内でも報告されています。

宅地内の排水設備は、特別な場合を除いて、市が宅地内の排水設備の点検・修繕・清掃を行うことはありません。必要がないと思ったらはっきりと断り、不審に思った際は下水道課へご連絡ください。

■問合せ＝下水道課 ☎(23)1120 ※詳細はホームページ「佐野市 下水道」で検索

ともこ皮膚科クリニック

診療科目

診療時間

皮膚科

9:00~12:00/16:00~18:00
(ご予約制ではございません)土曜日午後も診療しております。

美容皮膚科

9:00~18:00 (完全予約制)
※手術・ヒアルロン酸・ボトックス・脂肪溶解注射は午後からの予約となります。
※全身脱毛の最終予約は17:00となります。

住所: 栃木県佐野市鏡塚町156-1 電話: 0283-85-9483

休診日
木・日・祝日

